

上松町空家等対策の推進に関する特別措置法施行細則

平成30年12月21日

規則第22号

(趣旨)

第1条 この規則は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）の施行に関して必要な事項を定めるものとする。

(立入調査員証)

第2条 法第9条第4項に規定する身分を示す証明書は、立入調査員証（様式第1号）によるものとする。

(管理不全空家に対する指導)

第3条 法第13条第1項の規定による指導は、管理不全空家指導書（様式第2号）により行うものとする。

(管理不全空き家に対する勧告)

第4条 法第13条第2項の規定による指導は、管理不全空家勧告書（様式第3号）により行うものとする。

(管理不全空き家の取消し)

第5条 管理不全空家の所有者が必要な措置を講じたことにより、当該管理不全空家の状態が改善され、管理不全空家ではないと認められるときは、その旨の通知を管理不全空家認定取消通知書（様式第4号）により行うものとする。

(特定空家に対する指導)

第6条 法第22条第1項の規定による指導は、特定空家指導書（様式第5号）により行うものとする。

(特定空家に対する勧告)

第7条 法第22条第2項の規定による勧告は、特定空家勧告書（様式第6号）により行うものとする。

(特定空家に対する命令等)

第8条 法第22条第3項の規定による命令は、命令書（様式第7号）により行うものとする。

2 法第22条第4項に規定する通知書は、命令に係る事前の通知書（様式第8号）によるものとする。

3 法第22条第13項に規定する標識は、標識（様式第9号）によるものとする。
（行政代執行）

第9条 法第22条第9項の規定による行政代執行（以下この条において「代執行」という。）を行う場合の行政代執行法（昭和23年法律第43号）第3条第1項の規定による戒告は、戒告書（様式第10号）により行うものとする。

2 代執行に係る行政代執行法第3条第2項の規定による通知は、代執行令書（様式第11号）により行うものとする。

3 代執行に係る行政代執行法第4条に規定する証票は、執行責任者証（様式第12号）によるものとする。

（特定空家の取消し）

第10条 特定空家の所有者又は管理者等が必要な措置を講じたことにより、当該特定空家の状態が改善され、特定空家ではないと認められるときは、その旨の通知を特定空家認定取消通知書（様式第13号）により行うものとする。

（委任）

第11条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第2条関係）

（表面）

		第 号	
立入調査員証			
所 属			
職 名			
氏 名			
生年月日	年	月	日
<p>上記の者は、空家等対策の推進に関する特別措置法第9条第2項の規定による立入調査の権限を有する者であることを証明する。</p>			
		年 月 日 発行（	年 月 日まで有効）
上松町長			印

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号）（抜粋）

第9条（略）

2 市町村長は、第22条第1項から第3項までの規定の施行に必要な限度において、当該職員又はその委任した者に、空家等と認められる場所に立ち入って調査をさせることができる。

3 市町村長は、前項の規定により当該職員又はその委任した者を空家等と認められる場所に立ち入らせようとするときは、その5日前までに、当該空家等の所有者等にその旨を通知しなければならない。ただし、当該所有者等に対し通知することが困難であるときは、この限りでない。

4 第2項の規定により空家等と認められる場所に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

5 第2項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

注意

この証票は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

様

上松町長 印

管理不全空家指導書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 13 条に定める管理不全空家等に該当すると認められたため、法第 13 条第 1 項の規定により対策を講じるように指導します。

記

1 対象となる管理不全空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

2 指導に係る措置の内容

3 指導に至った事由

4 指導の責任者

5 措置の期限

備考

- ・ 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。
- ・ 上記 5 の期限までに正当な理由がなく上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、法第 13 条第 2 項の規定により、当該措置をとることを勧告、または特定空家への認定を行う場合があります。
- ・ 上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあっては、法第 13 条第 2 項の規定による勧告を受けることにより、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

第 号
年 月 日

様

上松町長

印

管理不全空家勧告書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条に定める管理不全空家等に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により、対策を講じるように指導してきたところですが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第13条第2項の規定により勧告します。

記

- 1 対象となる管理不全空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限

備考

- ・ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・ 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条の規定による特定空家として認定することがあります。
- ・ 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様式第4号（第5条関係）

第 号
年 月 日

様

上松町長 印

管理不全空家認定取消通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第13条に定める管理不全空家等に該当すると認定しましたが、空家等の状態が改善されたことから当該認定を取り消します。

記

対象となる空家等

所在地

用途

所有者の住所及び氏名

様

上松町長 印

特定空家指導書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める特定空家等に該当すると認められたため、法第 22 条第 1 項の規定により対策を講じるように指導します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 指導に係る措置の内容
- 3 指導に至った事由
- 4 指導の責任者
- 5 措置の期限

備考

- ・ 上記 5 の期限までに上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。
- ・ 上記 5 の期限までに正当な理由がなくて上記 2 に示す措置をとらなかった場合は、法第 22 条第 2 項の規定により、当該措置をとることを勧告することがあります。
- ・ 上記 1 に係る敷地が、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 349 条の 3 の 2 又は同法第 702 条の 3 の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、法第 22 条第 2 項の規定による勧告を受けることにより、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

上松町長

印

特定空家勧告書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により、対策を講じるように指導してきたところではありますが、現在に至っても改善がなされていません。

については、下記のとおり速やかに周辺の生活環境の保全を図るために必要な措置をとるよう、法第22条第2項の規定により勧告します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 勧告に係る措置の内容
- 3 勧告に至った事由
- 4 勧告の責任者
- 5 措置の期限

備考

- ・ 上記5の期限までに上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・ 上記5の期限までに正当な理由がなくて上記2に示す措置をとらなかった場合は、法第22条第3項の規定により、必要な措置を取ることを命ずることがあります。
- ・ 上記1に係る敷地が、地方税法（昭和25年法律第226号）第349条の3の2又は同法第702条の3の規定により、住宅用地に対する固定資産税又は都市計画税の課税標準の特例の適用を受けている場合にあつては、本勧告により、当該敷地について、当該特例の対象から除外されることとなります。

様

上松町長

印

命 令 書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号。以下「法」という。）第2条第2項に定める特定空家等に該当すると認められたため、 年 月 日付け 第 号により、法第22条第3項の規定による命令を行う旨事前に通知しましたが、現在に至っても通知した措置がなされていないとともに、当該通知に示した意見書等の提出期限までに意見書等の提出がなされませんでした。

については、下記のとおり措置をとることを命令します。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用 途
所有者の住所及び氏名
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限

備考

- ・ 上記2に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記4に示す者まで報告をすること。
- ・ 本命令に違反した場合は、法第30条第1項の規定により、50万円以下の過料に処せられます。
- ・ 上記5の期限までに上記2の措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同期限までに完了する見込みがないときは、法第22条第9項の規定により、当該措置について行政代執行の手続に移行することがあります。

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、上松町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。2 この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記1の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、上松町を被告として（訴訟において上松町を代表する者は、上松町長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |
|---|

第 号
年 月 日

様

上松町長 印

命令に係る事前の通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める特定空家等に該当すると認められたため、年 月 日付け 第 号により、必要な措置をとるよう勧告しましたが、現在に至っても当該措置がなされていません。

このまま措置が講じられない場合には、法第 22 条第 3 項の規定により、下記のとおり当該措置をとることを命令することとなりますので通知します。

なお、あなたは、法第 22 条第 4 項の規定により、本件に関し意見書及び自己に有利な証拠を提出することができるとともに、同条第 5 項の規定により、本通知の交付を受けた日から 5 日以内に、上松町長に対し、意見書の提出に代えて公開による意見の聴取を行うことを請求することができる旨、申し添えます。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
所有者の住所及び氏名
- 2 命じようとする措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 意見書の提出及び公開による意見の聴取の請求先
- 5 意見書の提出期限

備考

- ・ 上記 2 に示す措置を実施した場合は、遅滞なく上記 4 に示す者まで報告をすること。

様式 9 号（第 8 条関係）

標 識

下記特定空家等の所有者は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 22 条第 3 項の規定による措置をとることを、 年 月 日 付け 第 号により、命ぜられています。

記

- 1 対象となる特定空家等
所在地
用途
- 2 措置の内容
- 3 命ずるに至った事由
- 4 命令の責任者
- 5 措置の期限

第 号
年 月 日

様

上松町長

印

戒 告 書

あなたに対し 年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等の（除却）*を行うよう命じました。この命令を 年 月 日までに履行しないときは、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 9 項の規定により、下記特定空家等の（除却）*を執行いたしますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 1 項の規定によりその旨戒告します。

なお、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

特定空家等

- (1) 所在地
- (2) 用途
- (3) 構造
- (4) 規模
- (5) 所有者の住所及び氏名

- 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、上松町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、上松町を被告として（訴訟において上松町を代表する者は、上松町長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

*措置の内容（除却、修繕、立木竹の伐採等）に応じて記載

様

上松町長 印

代執行令書

年 月 日付け 第 号によりあなたの所有する下記特定空家等を 年 月 日までに（除却）*するよう戒告しましたが、指定の期日までに義務が履行されませんでしたので、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 22 条第 9 項の規定により、下記のとおり代執行をおこないますので、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）第 3 条第 2 項の規定により通知します。

また、代執行に要するすべての費用は、行政代執行法第 5 条の規定によりあなたから徴収します。また、代執行によりその物件及びその他の資材について損害が生じても、その責任は負わないことを申し添えます。

記

- 1 （除却）*する物件
- 2 代執行の時期
- 3 執行責任者
- 4 代執行に要する費用の概算見積額

- | |
|--|
| <ol style="list-style-type: none">1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内に、上松町長に対して審査請求をすることができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して 1 年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。2 この処分の取消しの訴えは、この処分（この処分について上記 1 の審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決。以下同じ。）があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、上松町を被告として（訴訟において上松町を代表する者は、上松町長となります。）提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内であっても、この処分の日から起算して 1 年を経過すると、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。 |
|--|

*措置の内容（除却、修繕、立木竹の伐採等）に応じて記載

（表面）

第 号	
執行責任者証	
所 属	
職 名	
氏 名	
上記の者は、下記の行政代執行の執行責任者であることを証する。	
年 月 日	
	上松町長 印
記	
1 代執行をなすべき事項	
代執行令書（ 年 月 日付け 第 号）記載の上松町 の建築物 の除却	
2 代執行をなすべき時期	
年 月 日から 年 月 日	

（裏面）

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）（抜粋）

第 22 条 （以上略）

9 市町村長は、第 3 項の規定により必要な措置を命じた場合において、その措置を命ぜられた者がその措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき又は履行しても同行の期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）の定めるところに従い、自ら義務者のなすべき行為をし、又は第三者をしてこれをさせることができる。

10～17 （略）

行政代執行法（昭和 23 年法律第 43 号）（抜粋）

第 4 条 代執行のために現場に派遣される執行責任者は、その者が執行責任者たる本人であることを示すべき証票を携帯し、要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

様式第 13 号（第 10 条関係）

第 号
年 月 日

様

上松町長 印

特定空家認定取消通知書

あなたの所有する下記空家等は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に定める特定空家に該当すると認定しましたが、空家等の状態が改善されたことから 当該認定を取り消します。

記

対象となる空家等

所在地

用 途

所有者の住所及び氏名